

Ⅱ 騒 音

目 次

第 1	騒音規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例制定の経緯	Ⅱ－1
第 2	騒音規制法と栃木県生活環境の保全等に関する条例との関係	Ⅱ－2
別表 1	規制地域の指定	Ⅱ－3
別表 2	騒音規制法に基づく規制地域指定状況	Ⅱ－4
別表 3	特定工場等騒音	Ⅱ－5
別表 4	特定建設作業騒音	Ⅱ－7
別表 5	特定工場等において発生する騒音の規制基準（法）	Ⅱ－8
別表 6	特定工場等において発生する騒音の規制基準（条例）	Ⅱ－8
別表 7	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（法、条例）	Ⅱ－9
別表 8	自動車騒音（法）	Ⅱ－10
別表 9	拡声機騒音に係る規制基準（条例）	Ⅱ－11
別表 10	深夜営業騒音に係る規制基準（条例）	Ⅱ－12
別表 11	特定工場等の届出義務（法）	Ⅱ－13
別表 12	特定工場等の届出義務（条例）	Ⅱ－15
別表 13	特定建設作業の届出義務（法）	Ⅱ－17
別表 14	特定建設作業の届出義務（条例）	Ⅱ－18
別表 15	日常生活等に伴う騒音等の防止（条例）	Ⅱ－18

※ 本項において、単に「法」と記載した場合は騒音規制法を、「条例」と記載した場合は栃木県生活環境の保全等に関する条例を指します。

第1 騒音規制法、栃木県生活環境の保全等に関する条例制定の経緯

騒音問題については、騒音規制法が制定される以前は、地方公共団体によって独自に条例を制定し規制の措置等を講じてきました。しかし、都市の驚異的な発展、工業地帯の急激な膨張、交通機関の高速化及び走行自動車台数の増加等により、特定の地域の問題にとどまらず、全国的な問題へと発展してきました。これに伴い、騒音公害に対する苦情、陳情等も全国的に増加してきたことを背景に、「公害対策基本法」の精神にのっとり、昭和43（1968）年6月に騒音規制法が制定され、工場騒音及び建設作業騒音について、規制基準の決め方、規制手続等の統一を図り、一元的な騒音対策が進められることになりました。

その後、数度の改正が行われましたが、特に昭和45（1970）年12月に、一連の公害関係法の新規制定又は改正の一つとして、騒音規制法においても所要の改正が行われ、工場騒音及び建設作業騒音を規制する指定地域が大幅に拡大されるとともに、自動車騒音についての許容限度を定める措置等の規定が加えられました。

県においては、騒音規制法は、住居が集合している地域、病院、学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この指定地域内の特定工場等から発生する騒音を規制する方式をとっていることから、指定地域以外の地域の生活環境を保全するため、昭和47（1972）年3月、栃木県公害防止条例を制定し、法と同様の規制措置を講じました。

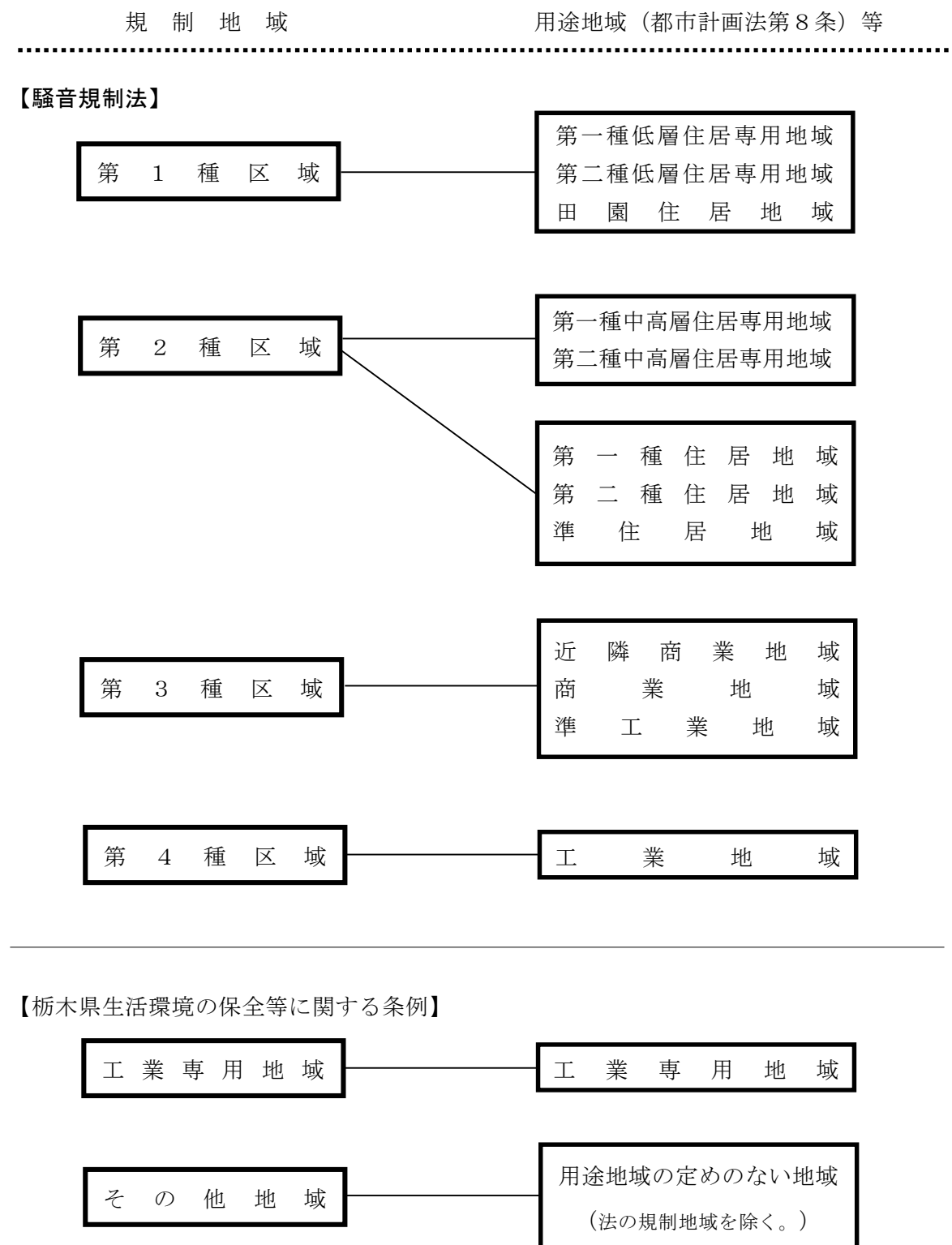
その後、平成16（2004）年10月、栃木県公害防止条例を廃止し、新たに栃木県生活環境の保全等に関する条例を制定しましたが、騒音については、従前とほぼ同様の規制措置が講じられています。なお、栃木県生活環境の保全等に関する条例では、「日常生活等に伴う騒音等の防止」のため、すべての県民及び事業者を対象に、騒音により周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮を求めています。

第2 騒音規制法と栃木県生活環境の保全等に関する条例との関係

項目	騒音規制法	栃木県生活環境の保全等に関する条例
規制地域	1 特定工場等騒音・特定建設作業騒音・自動車騒音 〔法第3条に基づく指定地域〕	1 特定工場等騒音・特定建設作業騒音 〔騒音法の指定地域以外の地域〕 2 上記以外の騒音 〔県内全域〕
	〔規制地域と用途地域等との相互関係は別表1のとおり〕 〔法に基づく規制地域指定状況は別表2のとおり〕	
規制対象	1 特定工場等騒音 〔別表3のとおり〕 2 特定建設作業騒音 〔別表4のとおり〕 3 自動車騒音	1 特定工場等騒音 〔別表3のとおり〕 2 特定建設作業騒音 〔別表4のとおり〕 3 拡声機騒音 4 深夜営業騒音
規制基準	時間及び区域の区分ごとに定めた値	
	1 特定工場等騒音 〔別表5のとおり〕 2 特定建設作業騒音 〔別表7のとおり〕 3 自動車騒音 〔別表9のとおり〕	1 特定工場等騒音 〔別表6のとおり〕 2 特定建設作業騒音 〔別表8のとおり〕 3 拡声機騒音 〔別表10のとおり〕 4 深夜営業騒音 〔別表11のとおり〕
届出義務	特定工場等及び特定建設作業については、届出の義務があります。	
	1 特定工場等 〔別表12のとおり〕 2 特定建設作業 〔別表14のとおり〕	1 特定工場等 〔別表13のとおり〕 2 特定建設作業 〔別表15のとおり〕

注) 法に基づく地域の指定（特定工場等騒音、特定建設作業騒音、自動車騒音）及び条例に基づく地域の指定（深夜における音響機器の使用の禁止地域）は、県（町に限る。）又は各市がそれぞれ行っている。

別表 1 規制地域の指定（規制地域と用途地域等との相互関係）



注）規制地域は、平成21（2009）年 4 月 1 日から都市計画法の用途地域により指定しています。なお、市の区域内の地域における法に基づく規制地域の指定は、市が行っています。

別表２ 騒音規制法に基づく規制地域指定状況

〔 県 〕

『特定工場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（昭和47年栃木県告示第70号）』

地域指定年月日	市町村名（地域指定時の名称）
昭和47（1972）年2月8日 告示 昭和47（1972）年4月1日 適用	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、今市市、小山市、真岡市、大田原市、上三川町、河内町、二宮町、壬生町、石橋町、野木町、大平町、都賀町、藤原町、高根沢町、西那須野町
昭和48（1973）年4月20日 告示 昭和48（1973）年5月1日 適用	南河内町、国分寺町、藤岡町、岩舟町、田沼町、葛生町
昭和50（1975）年7月1日 告示 昭和50（1975）年7月8日 適用	日光市、矢板市、芳賀町
昭和51（1976）年5月25日 告示 昭和51（1976）年6月1日 適用	南那須町
昭和52（1977）年3月25日 告示 昭和52（1977）年4月1日 適用	西方町、栗野町、益子町、市貝町、氏家町、馬頭町
昭和53（1978）年10月3日 告示 昭和53（1978）年10月20日 適用	喜連川町、烏山町
昭和56（1981）年2月17日 告示 昭和56（1981）年4月1日 適用	黒磯市
昭和62（1987）年9月30日 告示 昭和62（1987）年10月1日 適用	塩原町
平成8（1996）年3月29日 告示 平成8（1996）年4月1日 適用	宇都宮市を削除 ＊中核市に地域指定事務が委任されたため。
平成10（1998）年3月20日 告示 平成10（1998）年4月1日 適用	茂木町、塩谷町、那須町
平成21（2009）年3月25日 告示 平成21（2009）年4月1日 適用	①地図による地域指定から用途地域による地域指定に変更 ②足利市、小山市を削除 ＊知事の権限を移譲したため。
平成24（2012）年3月30日 告示 平成24（2012）年4月1日 適用	市（宇都宮市、足利市及び小山市を除く）を削除 ＊知事の権限を移譲したため。
平成26（2014）年3月28日 告示 平成26（2014）年4月5日 適用	岩舟町を削除 ＊栃木市と合併したため。

〔宇都宮市〕 平成8（1996）年4月1日から市が告示

〔足利市、小山市〕 平成21（2009）年4月1日から市が告示

〔市（上記3市を除く）〕 平成24（2012）年4月1日から市が告示

別表3 特定工場等騒音

「特定施設」とは、著しい騒音を発生する施設であって政令等で定めるものです。

この特定施設を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、特定工場等における騒音のすべてが規制対象となります。

騒音規制法に基づく特定施設（法第2条第1項・法施行令第1条）	
1	金属加工機械
イ	圧延機械 （原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン （ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ニ	液圧プレス （矯正プレスを除く。）
ホ	機械プレス （呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ	せん断機 （原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト （タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ	タンブラー
ル	切断機 （といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機 （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）及び 送風機 （原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機 （原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント （気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
ロ	アスファルトプラント （混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー （原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ハ	碎木機
ニ	帯のこ盤 （製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ホ	丸のこ盤 （製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
ヘ	かんな盤 （原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械 （原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機 （ジョルト式のものに限る。）
〜〜（適用除外）〜〜	
電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物又は鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設（同法第2条第2項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）である特定施設を設置する者については、法第6条から第11条までの規定並びに第12条第2項及び第13条の規定（第9条に係る部分に限る）を適用しない。（法第21条第1項）	

注1) 「1ホ 機械プレス」又は「1ト 鍛造機」を設置する工場等は、公害防止管理者の選任が必要な場合がある。

注2) 「2空気圧縮機」には、冷凍機に用いられるものは含まない。

栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音に係る特定施設

(条例第2条第1項第7号・条例施行規則第4条)

- 1 金属加工機械であって次に掲げるもの
 - ア **圧延機械**（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - イ **製管機械**
 - ウ **ベンディングマシン**（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - エ **液圧プレス**（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が50トン以上のものに限る。）
 - オ **機械プレス**（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
 - カ **せん断機**（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - キ **鍛造機**
 - ク **ワイヤーフォーミングマシン**
 - ケ **ブラスト**（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - コ **タンブラー**
 - サ **研磨機**
 - シ **切断機**（といしを用いるものに限る。）
- 2 **空気圧縮機**（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第1第2号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）及び**送風機**（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の**破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機**（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4 **織機**（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械であって次に掲げるもの
 - ア **コンクリートプラント**（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - イ **アスファルトプラント**（混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
- 6 **穀物用製粉機**（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械であって次に掲げるもの
 - ア **ドラムバーカー**
 - イ **チップパー**（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ウ **碎木機**
 - エ **帯のこ盤**（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - オ **丸のこ盤**（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - カ **かんな盤**（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- 8 **抄紙機**
- 9 **印刷機械**（原動機を用いるものに限る。）
- 10 **合成樹脂用射出成形機**
- 11 **鑄型造型機**（ジョルト式のものに限る。）
- 12 **クーリングタワー**（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）

～（適用除外）～

- (1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された施設（1サ及び12に掲げる施設を除く。）
- (2) 鉱山保安法第13条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設
- (3) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- (4) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

注1) 「1サ 研磨機」及び「12 クーリングタワー」は、県条例独自の特定施設（横出し施設）であり、法の規制地域を含む県内全域において条例に基づく届出が必要である。

注2) 「2 空気圧縮機」には、冷凍機に用いられるものは含まない。

別表 4 特定建設作業騒音

「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令等で定めるものです。この特定建設作業騒音が規制の対象となります。

騒音規制法に基づく特定建設作業（法第2条第3項・法施行令第2条） 及び 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業 （条例第2条第1項第9号・条例施行規則第5条）	
1	くい打機 （もんけんを除く。）、 くい抜機又はくい打くい抜機 （圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーカーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機 を使用する作業
3	さく岩機 を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機 （電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント （混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又は アスファルトプラント （混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラント設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2第6号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2第7号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2第8号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

注）作業がその作業を開始した日に終わるものは適用されない。

別表5 特定工場等において発生する騒音の規制基準（法）

（法第2条第2項、第4条第1項）
（昭和47年2月8日栃木県告示第70号）

時間の区分 区域の区分	昼間〔午前8時から 午後6時まで〕	朝〔午前6時から 午前8時まで〕 夕〔午後6時から 午後10時まで〕	夜間〔午後10時から 翌日の 午前6時まで〕
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

ただし、第2種（夜間を除く。）、第3種及び第4種区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、各欄の値から5デシベル減じた値とする。

- 1 学校 2 保育所 3 病院・診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）
- 4 図書館 5 特別養護老人ホーム 6 幼保連携型認定こども園

＜規制基準適用に係る猶予＞ 既存の特定工場等について、区域の区分の変更により規制基準が厳しい値になった場合、新たに規制対象となった地域に立地する場合（条例の特定工場等に適用される規制基準より厳しい値になった場合に限る。）は、適用の日から1年間は従前の基準値が適用されます。

別表6 特定工場等において発生する騒音の規制基準（条例）

（条例第2条第1項第10号、第5条第1項）
（条例施行規則第6条）

時間の区分 区域の区分	昼間〔午前8時から 午後6時まで〕	朝〔午前6時から 午前8時まで〕 夕〔午後6時から 午後10時まで〕	夜間〔午後10時から 翌日の 午前6時まで〕
工業専用地域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
前項に掲げる地域 以外 の地域 （次項に掲げる地域を除く）	65デシベル	60デシベル	50デシベル
学校、保育所、病院、 診療所、図書館、特別 養護老人ホーム、幼保 連携型認定こども園 の敷地の周囲 おおむね50m以内の 区域内の地域	60デシベル	55デシベル	45デシベル

ただし、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において、条例の横だし施設（研摩機・クーリングタワー）のみを設置する工場等において発生する騒音の規制基準は騒音規制法の規制基準による。

別表7 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（法、条例）

（法第15条第1項）（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

（条例第38条、条例施行規則第29条）

特定建設作業の種類		1	2	3	4	5	6
		くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業	バックホウ等を使用する作業
音量の基準値		85 デシベル 以下（敷地の境界線における音量）					
規制種別	地域区分						
作業時刻の限定	①	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業に伴う騒音でないこと。					
	②	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業に伴う騒音でないこと。					
作業時間の限定	①	1日10時間を超えて行われる作業に伴って発生する騒音でないこと。					
	②	1日14時間を超えて行われる作業に伴って発生する騒音でないこと。					
作業期間の限定		連続して6日を超えて作業を実施しないこと。					
作業日の限定		日曜日その他の休日に行われる作業に伴う騒音でないこと。					

（備考）

1 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を作業時間の限定欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

2 (1) **地域区分の①(第1号区域)**とは、次に該当する区域である。

法	ア 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の告示(昭和47年栃木県告示第70号)の 第1種・第2種・第3種区域
	イ 第4種区域のうち、学校、保育所、患者を入院させるための施設を有する病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内
条例	条例の規制地域のうち、工業専用地域を除いた地域

(2) **地域区分の②(第2号区域)**とは、次に該当する区域である。

法	指定地域のうち、前記(1)に掲げる区域以外の区域
条例	条例の規制地域のうち、工業専用地域

3 **災害その他非常の事態**の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合の**適用除外**

法と条例	(1) 夜間作業	①災害その他緊急の場合 ②人の生命、身体危険防止の場合 ③鉄道軌道の正常な運行を確保する場合（夜間に行う場合） ④道路法の規定により夜間作業の条件が付されたとき ⑤道路交通法の規定により夜間作業が付されたとき
	(2) 作業時間	①特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合 ②災害その他緊急の場合 ③人の生命、身体危険防止の場合
	(3) 作業期間	①災害その他緊急の場合 ②人の生命、身体危険防止の場合
	(4) 休日の作業	上記理由等により休日に実施せざるを得ない場合

4 特定建設作業の規定に関する基準は、禁止事項ではなく、基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損われると認める場合が、改善勧告の発動の要件である。

別表 8 自動車騒音（法）

（法第2条第4項、法第17条）

市町村長は、測定を行った場合において、法第3条に基づく指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています。

また、道路の周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるとされています。

自動車騒音の限度（法第17条第1項、平成12年3月2日総理府令第15号）

区域の区分		昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の 午前6時まで〕
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

区域の区分

（平成12年3月28日栃木県告示第189号）

区域の区分	該 当 地 域
a 区域	指定地域のうち 都市計画法の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
b 区域	指定地域のうち 都市計画法の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	指定地域のうち 都市計画法の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注）指定地域とは、特定工場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（昭和47年栃木県告示第70号）において指定した地域をいう。（市は別途指定。）

別表 9 拡声機騒音に係る規制基準（条例）

1 拡声機使用の制限

（条例第30条第1項、条例施行規則第20条）

使用制限区域		県内全域		
規制基準		商業宣伝を目的として拡声機を使用する者 (営利を目的としない宣伝は除く)		
遵守すべき事項 (右欄の①②③すべての事項を充足しなければなりません。)	①音量 (音源から10m離れた地点)	騒音規制法に基づく区域	第1種区域	55 デシベル 以下
			第2種区域	60 デシベル 以下
			第3種区域	70 デシベル 以下
			第4種区域	75 デシベル 以下
		工業専用地域		80 デシベル 以下
		上記以外の地域		70 デシベル 以下
	ただし、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m以内の区域は、当該値から10デシベル減じた値以下（工業専用地域を除く）			
	②使用時間	イ 同一場所における1回の使用時間が10分以内で、 1回につき10分以上の休止がある		
ロ 午前8時から午後7時までの間に使用する				
③使用方法	イ 拡声機の位置が地上7m以下である			
	ロ 拡声機の間隔が50m以上である (2以上の拡声機を使用する場合)			

注）罰則等の規定は次のとおりである。

勧 告 （条例第35条第1項）

市町村長は、違反している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

改善措置命令 （条例第35条第2項、第36条で準用する第18条）

市町村長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるよう命ずることができる。改善措置命令に基づく改善措置をとったときは、すみやかに、市町村長に届け出なければならない。

罰 則 （条例第69条）

改善措置命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

改善措置命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。（条例第71条）

2 航空機による拡声機使用の禁止

（条例30条第2項）

使用禁止区域	県内全域
規 制 対 象	商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する者

注）**勧 告**、**改善措置命令**、**罰 則**については、拡声機使用の制限と同じである。ただし、条例第30条第2項については、市町村長に事務の委譲が行われていないので、勧告及び改善措置命令は知事が行う。

別表10 深夜営業騒音に係る規制基準（条例）

（条例第31条、第32条）

（条例施行規則第21条、第22条、第23条、第24条）

規制方法	騒音制限				音響機器の使用禁止
規制地域	県内全域				第1種区域、第2種区域
規制時間	午後10時から翌日の午前6時まで				午後11時から翌日の午前6時まで
規制対象	1 飲食店 2 カラオケボックス 3 ボウリング場 4 バッティングセンター 5 ゴルフ練習場				1 飲食店（設備を設けて客に飲食させるものに限る。） 2 カラオケボックス
規制基準	騒音規制法に基づく区域	第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域	45デシベル以下 50〃以下 60〃以下 50〃以下	学校、保育所、病院、診療所、（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲50メートル以内は5デシベル減	次の音響機器の使用禁止 ① カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生しこれに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。） ② 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る。） ③ 音響再生装置 ④ 拡声装置 ⑤ 楽器 ただし、音響機器から発生する音が営業を営む場所の外部に漏れない場合は除く。
	その他の地域（工業専用地域を除く）		50〃以下		
	工業専用地域			70デシベル以下	

注）**勸告**、**改善措置命令**、**罰則**については、拡声機使用の制限と同じである。

参考 飲食店等営業のうち風俗営業等を営む者については、別に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年栃木県条例37号）第7条に次の規制がある。

地 域	数 値		
	昼間	夜間	深夜
都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	65デシベル	60デシベル （近隣商業地域、商業地域及び準工業地域においては、午後10時から翌日の午前0時までは50デシベル）	55デシベル （近隣商業地域、商業地域及び準工業地域においては50デシベル）
上記に掲げる地域以外の地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル

注）昼間とは、午前6時から午後6時までの時間をいう。
 夜間とは、午後6時から翌日の午前0時までの時間をいう。
 深夜とは、午前0時から午前6時までの時間をいう。

別表11 特定工場等の届出義務（法）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
特定施設の設置の届出 (法第6条) 指定地域内の工場、事業場が特定施設を設置しようとするときの届出	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>5万円以下の罰金</u> (法第30条)
特定施設の使用の届出 (法第7条) 1 現に特定施設を設置している工場、事業場が指定地域となったときの届出 2 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特定施設として追加されたときの届出	指定地域又は特定施設となった日から30日以内	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>3万円以下の罰金</u> (法第31条)
特定施設の変更の届出 (法第8条) 1 以前に届出た特定施設の数、又は種類を変更しようとするときの届出 <u>(ただし、特定施設の種類ごとの数を減少する場合及び同一種類に関する直近の届出数の2倍以内の増加の場合は、届出を必要としません。)</u> 2 以前に届出た騒音防止の方法を変更しようとするときの届出 <u>(ただし、この変更によって騒音の大きさが増加しないと客観的に判断されるときは、届出を必要としません。)</u>	変更の工事の開始の日の30日前まで	変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>3万円以下の罰金</u> (法第31条)
氏名等の変更の届出 (法第10条) 氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出	変更があった日から30日以内	氏名等の変更届、承継届、廃止届をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>1万円以下の過料</u> (法第33条)
使用廃止の届出 (法第10条) 特定施設のすべての使用を廃止したときの届出	廃止した日から30日以内	
承継の届出 (法第11条) 1 特定工場等に設置されたすべての特定施設を譲り受け、借り受けによって承継したときの届出 2 特定工場等に設置されたすべての特定施設を相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）によって承継したときの届出	承継があった日から30日以内	

注1）上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2）既に騒音に係る特定施設を設置している工場等が、新たに特定施設を設置する場合は、設置の届出ではなく変更の届出となる。（騒音・振動の場合、施設単位でなく工場等単位で把握する。）

注3) 罰則等の規定は次のとおりである。

計画変更勧告 (法第9条)

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、その届出を受理した日から30日以内に騒音の防止の方法、又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

改善勧告 (法第12条第1項)

市町村長は、特定工場等からの騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置を変更するよう勧告することができる。

改善命令 (法第12条第2項)

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、騒音防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置の変更を命ずることができる。

罰 則 (法第29条)

改善命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

別表12 特定工場等の届出義務（条例）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
特定施設の設置の届出 (条例第25条) 指定地域内の工場、事業場が特定施設を設置しようとするときの届出	特定施設の設置の工 事の開始の日の30日 前まで	届出をしなかったり、虚 偽の届出をした場合 <u>30万 円以下の罰金</u> (条例第70条)
特定施設の使用の届出 (条例第26条) 工場、事業場に設置してある施設が、新たに特定施設として追加されたときの届出	特定施設となった日 から30日以内	届出をしなかったり、虚 偽の届出をした場合 <u>20万 円以下の罰金</u> (条例第71条)
特定施設の変更の届出 (条例第27条) 1 以前に届出た特定施設の数、又は種類を変更しようとするときの届出（ただし、 <u>特定施設の種類ごとの数を減少する場合又は同一種類に関する直近の届出数の2倍以内の増加の場合は、届出を必要としません。</u> ） 2 以前に届出た騒音防止の方法を変更しようとするときの届出	変更の工事の開始の 日の30日前まで	変更の届出をしなかった り、虚偽の届出をした場 合 <u>30万円以下の罰金</u> (条例第70条)
氏名等の変更の届出 (条例第28条で準用する第10条) 氏名、名称、住所、所在地、代表者の変更があったときの届出	変更があった日から 30日以内	
使用廃止の届出 (条例第28条で準用する第10条) 特定施設のすべての使用を廃止したときの届出	廃止した日から30日 以内	
承継の届出 (条例第28条で準用する第11条) 1 特定工場等に設置された特定施設を譲り受け、借り受けによって承継したときの届出 2 特定工場等に設置された特定施設を相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）によって承継したときの届出	承継があった日から 30日以内	

注1）上記の届出を、市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2）既に騒音に係る特定施設を設置している工場等が、新たに特定施設を設置する場合は、設置の届出ではなく変更の届出となる。（騒音・振動の場合、施設単位でなく工場等单位で把握する。）

注3) 罰則等の規定は次のとおりである。

計画変更勧告 (条例第29条)

市町村長は、届出の内容審査の結果、規制基準に適合しないことによりその周辺の生活環境がそこなわれると認められたときは、その届出を受理した日から30日以内に騒音の防止の方法、又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

改善勧告 (条例第34条第1項)

市町村長は、特定工場等からの騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認められるときは、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置を変更するよう勧告することができる。

改善命令 (条例第34条第2項、第36条で準用する第18条)

市町村長は、計画変更勧告又は改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、騒音防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法や配置の変更を命ずることができる。改善命令に基づく改善措置をとったときは、すみやかに、市町村長に届けなければならない。

一時停止命令 (条例第34条第2項)

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

罰 則

改善命令又は一時停止命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。(条例第69条)

改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出しなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。(条例第71条)

別表13 特定建設作業の届出義務（法）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
特定建設作業の実施の届出 (法第14条) 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を行うときの届出	特定建設作業の開始の日の7日前まで (ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありませんが、速やかに届け出てください。)	・届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>3万円以下の罰金</u> (法第31条) ・災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行ったとき、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合 <u>1万円以下の過料</u> (法第33条)

注1) 特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、上記の届け出を市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2) 罰則等の規定は次のとおりである。

改 善 勸 告 （法第15条第1項）

市町村長は、特定建設作業からの騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められたときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間を変更するよう勧告することができる。

改 善 命 令 （法第15条第2項）

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間の変更を命ずることができる。

罰 則 （法第30条）

改善命令に違反した場合は、5万円以下の罰金に処する。

別表14 特定建設作業の届出義務（条例）

届出の種類	届出時期	届出を怠った場合の罰則
特定建設作業の実施の届出 (条例第37条) 特定建設作業を伴う建設工事を行うときの届出	特定建設作業の開始の日の7日前まで (ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではありませんが、速やかに届け出てください。)	届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金 (条例第71条)

注1) 特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、上記の届け出を市町長宛てに2部（正本1部、写し1部）届け出なければならない。

注2) 罰則等の規定は次のとおりである。

改 善 勸 告 （条例第38条第1項）

市町村長は、特定建設作業からの騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められたときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間を変更するよう勧告することができる。

改 善 命 令 （条例第38条第2項、第39条で準用する第18条）

市町村長は、改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、騒音の防止の方法の改善又は作業時間の変更を命ずることができる。改善命令に基づく改善措置をとったときは、すみやかに、市町村長に届け出なければならない。

罰 則

改善命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。（条例第69条）
改善命令に基づく改善措置をとったとき、そのことを届出なかったり、虚偽の届出をした場合20万円以下の罰金に処する。（条例第71条）

別表15 日常生活等に伴う騒音等の防止（条例）

（条例第62条）

区 域	県内全域
対 象	県民、事業者
内 容	何人も、日常生活や事業活動に伴う騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないように、静穏の保持に努めなければなりません。